

## <総会資料>

○障害年金 1000人打ち切りか 審査集約、戸惑う受給者

毎日新聞 2018年5月29日 06時30分(最終更新 5月29日 07時52分)

日本年金機構が障害基礎年金の受給者約1000人余りに対し、障害の程度が軽いと判断して支給打ち切りを検討していることが判明した。対象者には、特例的に1年間の受け取り継続を認めつつ、今年度中に改めて支給の可否を審査するとの通知が届いている。都道府県単位だった審査手続きが全国で一元化された影響とみられるが、受給者の間には「症状は改善していないのに困る」と戸惑いが広がっている。

障害基礎年金は、20歳前から難病を抱える人や、国民年金加入者が障害を負った場合などに、年80万円程度を下限に支払われる。機構や関係者によると、通知を受け取ったのは1010人で、いずれも20歳前から障害がある成人という。

1010人は2017年、症状に応じ数年おきに必要な更新時期を迎え、医師の診断書を提出した。機構は同年12月～今年1月、「障害基礎年金を受給できる障害の程度にあると判断できなかった」との審査結果を通知。ただし17年度は支給を続け、18年度に改めて審査した上で「診断書の内容が同様なら支給停止になることもある」と示した。

1000人規模の支給打ち切りが過去にあったかどうか、機構は「データがない」と明らかにしていないが、経過措置を設ける通知を出したのは初めてという。厚生労働省幹部は「影響の大きさを考慮した激変緩和の意味もある。審査をし直した結果、継続が認められる可能性もある」と話す。

背景にあるのは審査手続きの変更だ。以前は都道府県ごとにあった機構の事務センターが認定業務を担当し、それぞれ地域の医師が診断書をもとに審査していた。しかし、不認定の割合に地域差があると問題視され、機構は17年4月に認定業務を東京の障害年金センターに集約。審査する医師も変わった結果、不認定の割合が増えたという。

機構の担当者は「審査業務の変更という特別な事情を考慮し、今回の診断書だけで障害の程度を判断するのは適切でないと考えた。対応は妥当だ」と説明する。【原田啓之】

○障害年金 打ち切り、病状悪化も 受給者「説明なく不安」

毎日新聞 2018年5月29日 東京朝刊

日本年金機構が障害者1000人余りへの障害基礎年金打ち切りを検討していることに、継続した治療が必要な当事者からは「納得できない」との声が上がる。収入減が健康状態をより悪化させる引き金にもなりかねない。

「症状が変わらないのに、なぜこんな通知が届くのか分からない」。難病の「1型糖尿病」を小学生の頃から患う大阪府在住の男性（36）は憤る。

1型糖尿病は主に免疫機能の異常により血糖値をコントロールするインスリンを体内で作れなくなる病気で、根本的な治療法はない。男性は7歳で発症。就職活動では病気を理由に何社も採用を断られたという。パチンコ店でアルバイトをしているが、勤務中に目の前が暗くなってふらつくこともしばしばだ。

妻子を養いながらの月3万円の治療費負担は重く、年約100万円の障害基礎年金（2級）は大事な家計の支えだ。1月に日本年金機構から通知が届いてからは、支給打ち切りの不安にさいなまれる。「機構から十分な説明がなく納得できない。生活の実態を見て審査してほしい」

里見賢治・大阪府立大名誉教授（社会保障論）は、「障害認定が適正かどうかは個々の基準に照らし判断されることで、一概に是非は言えない。ただ、手続きの変更という特殊事情が影響しているなら、機構はより丁寧に説明すべきだ」と指摘する。【原田啓之】

#### ○障害年金 支給打ち切り問題 加藤厚労相「事案を検証」

毎日新聞 2018年5月29日 東京夕刊

日本年金機構が障害基礎年金の受給者1000人余りに対し支給打ち切りを検討している問題について、加藤勝信厚生労働相は29日、閣議後の記者会見で「個々の事例ごとによく検討し対応を考えたい」と述べた。加藤厚労相は、都道府県単位の審査手続きを一元化したため障害を認定する医師が変わったことが背景と説明。「今回発生した事案についてよく検証したい」と語った。【原田啓之】

#### ○障害年金 再提出の診断書、記載方法の注意喚起

日本年金機構が障害基礎年金の受給者1000人余りに関して支給打ち切りを検討している問題で、1010人が再提出する診断書の記載方法に関して機構が文書で注意喚起することを決めた。厚生労働省が1日の衆院厚労委員会で明らかにした。

厚労省によると、機構は6月中に文書を出す予定。今夏に診断書を再提出する際には、主治医に障害認定基準と記載要領を参照して障害の状態を細かく記載するよう依頼することを求める。

機構は2017年12月～18年1月、1010人について障害の程度が軽いと判断する一方、1年間は支給を続けて18年度に改めて審査すると通知。「診断書の内容が同様なら支給停止もありうる」とも示した。【原田啓之】

### ○障害年金 支給打ち切り問題 精神・知的障害は対象外

日本年金機構が1010人の障害基礎年金の支給打ち切りを検討している問題で、厚生労働省は1日の衆院厚生労働委員会で、精神・知的障害者は検討対象に含まれないと明らかにした。精神・知的障害の等級判定ガイドラインの規定により、今回のケースは支給停止に該当しない。

また、1010人が再提出する診断書の記載方法について、機構が6月中に文書で注意喚起することも明らかにした。障害の状態について詳細な記載を主治医に依頼するよう求める。【原田啓之】

### ○障害年金 打ち切り問題 見捨てられるのかな 予告通知に「頭真っ白」

障害がある人に支払われる国の障害年金を巡り、日本年金機構が受給者約1000人に支給打ち切りの可能性を予告し、障害者の間に不安や戸惑いが広がっている。背景には、支給判定が客観性を欠くという構造的な問題や、障害者への所得保障が十分でないことがある。

「これだけ体調がつかなくても支給停止なんだろうか。見捨てられてしまうのかな」。支給停止の予告の通知を受け取った福島県内の女性（44）はこう漏らす。

先天性の心臓疾患があり、13年前から障害基礎年金2級で月約6万5000円を受け取る。3年ごとに更新手続きがあり、昨年12月に届いた通知は「年金を受給できる障害の程度と判断できなかった。2018年度に支給停止となることもある」という内容だった。

女性は「頭が真っ白になった。今はただただ不安」と話す。障害者手帳は最重度の1級。夫と2人の日常生活はかなり制限される。家の掃除だけで動悸（どうき）がし、不整脈が起きると動けなくなる。以前は事務などの仕事をしていたが、今は難しい。

打ち切りの可能性が出てきた主な原因は年金機構の審査体制が変わったからだ。以前は都道府県ごとに審査、判定していたが、地域差が大きいことが分かり、昨年4月に業務を東京に一元化。機構の判定医が大幅に入れ替わり、影響は更新手続きが一巡する21年度まで続くと思われる。

ただ、以前の地域差は実際には判定医の個人差ともいえた。医師が書類だけを基に一人で判断するため、第三者の視点が入らず、主観に左右されやすい問題があった。

一元化後もこの点は変わらない。機構のある担当職員は「判定医がA先生だったら不支給だけど、B先生なら支給ということは今でもあり得る」と明かす。

「差をならせば支給停止の人が出ざるを得ない。一方で、不支給だった人が支給される例もある」と年金機構幹部。だが、平均的にならした結果が妥当な水準なのかは別問題だ。各国の障害年金に詳しい流通経済大の百瀬優准教授は「日本は人口に占める受給者の割合が他の先進国に比べ非常に低く、判定が厳しい可能性がある。しかも障害基礎年金では、2級が3級に下がると、月約6万5000円が一気にゼロになる。他の制度を含めても障害者の

所得保障が手薄だ」と指摘した。

○共同通信 市川さんより 6月5日

お世話になっております。共同通信の市川です。(Bccにて失礼致します)

さて、障害年金打ち切り予告問題で、本日(5日)以下のような記事を配信致しましたので、ご参考までにお送りさせていただきます。

まずは取り急ぎ、ご報告まで。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

---

#### 「障害年金打ち切り問題」千人に予告、不安広がる 支給判定の客観性に問題

障害がある人に支払われる国の障害年金を巡り、日本年金機構が受給者約千人に支給打ち切りの可能性を予告し、障害者の間に不安や戸惑いが広がっている。背景には、支給判定が客観性を欠くという構造的な問題や、障害者への所得保障が十分でないことがある。

##### ▽最重度

「これだけ体調がつかなくても支給停止なんだろうか。見捨てられてしまうのかな」。支給停止の予告の通知を受け取った福島県内の女性(44)はこう漏らす。

先天性の心臓疾患があり、13年前から障害基礎年金2級で月約6万5千円を受け取る。3年ごとに更新手続きがあり、昨年12月に届いた通知は「年金を受給できる障害の程度と判断できなかった。2018年度に支給停止となることもある」という内容だった。

女性は「頭が真っ白になった。今はただただ不安」と話す。障害者手帳は最重度の1級。夫と2人の日常生活はかなり制限される。家の掃除や早歩きだけで動悸(どうき)がし、不整脈が起きると動けなくなる。以前は事務などの仕事をしてきたが、今は体調の悪化で難しい。

##### ▽個人差

打ち切りの可能性が出てきた主な原因は年金機構の審査体制が変わったからだ。以前は都道府県ごとに審査、判定していたが、地域差が大きいことが分かり、昨年4月に業務を東京に一元化。機構の判定医が大幅に入れ替わり、この影響は更新手続きが一巡する21年度まで続くとみられる。

ただ、以前の地域差は実際には判定医の個人差ともいえた。医師が書類だけを基に一人で判断するため、第三者の視点が入らず、主観に左右されやすい問題があった。

一元化後もこの点は変わらない。機構のある担当職員は「判定医がA先生だったら不支給だけど、B先生なら支給ということは今でもあり得る」と明かす。福島県の女性は「会ったこともない医師が、書類だけで私の生活のしづらさを本当に分かるのでしょうか」と疑問を投げ掛ける。

「差をならせば支給停止の人が出ざるを得ない。一方で、不支給だった人が支給される例もある」と年金機構幹部。

だが、平均的にならした結果が妥当な水準なのかは別問題だ。各国の障害年金に詳しい流通経済大の百瀬優（ももせ・ゆう）准教授は「日本は人口に占める受給者の割合が他の先進国に比べ非常に低く、判定が厳しい可能性がある。しかも障害基礎年金では、2級が3級に下がると、月約6万5千円が一気にゼロになる。他の制度を含めても障害者の所得保障が手薄だ」と指摘した。

○共同通信 市川さんより 6月4日

お世話になっております。共同通信の市川です。(Bccにて失礼致します)

本日(4日)、厚労省で社会保障審議会・年金事業管理部会が開かれ、年金機構の「平成29年度業務実績報告書(案)」の中に障害年金関係部分がありましたので、ご参考までに抜粋、添付してお送りいたします。

なお、この日は年金機構の業務の外部委託問題が主な議題で、障害年金については、先日の支給打ち切り予告問題を含め、特に議論はありませんでした。

取り急ぎ、ご報告まで。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○共同通信 市川さんより 6月1日

お世話になっております。共同通信の市川です。(Bccにて失礼致します)

障害基礎年金打ち切り問題で本日(1日)、以下のような記事を配信しました。ご参考までにお送りします。

なお、これまでの国会質疑や取材で分かったほかのことを、記事の下に箇条書きに致します。

今後ともよろしくお願ひします。

---

## 障害年金2900人停止 猶予なく「不公平」の声

障害のある人に支払われる国の障害基礎年金で、20歳以降に障害を負った受給者のうち約2900人が「状態が軽くなった」として、昨年4月から1年間に支給を打ち切られて

いたことが1日、分かった。

一部の人は、日本年金機構が審査業務を一元化した影響を受けた可能性がある。機構は20歳前から障害がある人には1年間の猶予を設けており、対応の差に「不公平だ」との声が出ている。

1日の衆院厚生労働委員会で共産党の高橋千鶴子氏の質問に厚労省が明らかにした。加藤勝信厚労相は「しっかり精査し必要な対応を考えたい」と述べるにとどまった。

障害基礎年金の支給判定は、以前は都道府県ごとに機構の認定医が担っていたが、地域格差が問題となり、昨年4月に東京の障害年金センターに一元化した。

昨年度は一元化して1年目だったため、機構は20歳前障害で支給停止と判定された約千人には1年間支給を続け、再審査すると決定。厚労省は「20歳前障害の人は長年同じ診断書で支給されてきた人が多いため、配慮が必要と判断した」としているが、20歳以降に障害を負った人の中にも長期間の受給者はいる。

障害基礎年金の受給者は17年3月末時点で約184万人。うち20歳以降に障害を負った人は約80万人。

---

・支給停止の可能性の通知を送られた約1000人、既に停止された上記の約2900人には、精神の障害（知的、発達）の人はいません。厚労省は当初、入っているような説明でしたが、情報が錯綜していたようです。精神の障害については、2017年4月の審査一元化の前に、2016年秋に導入されたガイドラインで「当面、支給を続ける」という経過措置が講じられたため、その経過措置に守られているというわけです。

・障害基礎年金の受給者は約184万人。そのうち、20歳前障害の人は約104万人。さらにそのうち、20歳前障害で昨年度に更新を迎えた人は全体で約95,000人。そのうち約1000人は割合では1.1%ということになる。

・上記の約2900人の中には、診断書の内容が軽くなっていたために支給停止になった人（つまり通常の支給停止）も含まれる。

・過去に発生した申請遅れや支給誤り等の事案に関し、可能なものについて対象者を抽出し、適正な支給に結び付けていく。

③障害年金をめぐる諸課題への対応 <業務改善計画関連>

- ・障害年金に関するお客様のニーズに応じた分かりやすく丁寧な相談対応を実現するため、「障害年金初期対応の手引き」及び「障害年金請求キット」の活用を徹底する。
- ・個々のお客様の千差万別な状態像を総合的に勘案した医学的な判断である障害の認定の標準化を図るため、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を円滑に実施するとともに、認定医相互間の情報共有を図る。
- ・高度に専門的な業務である障害年金に関する審査の標準化及びそのための人材の育成に資するよう、平成29年4月より、全国の障害年金審査業務を障害年金センターに集約する。これに伴い、職員が認定医を補佐する体制を整備するた

- ・未提出者への提出勧奨（はがき）456,456件
- ・請求書入り封筒を送付した受給資格期間が10年以上25年未満の方のうち、障害・遺族年金を受給していない方 約59.8万人
- ・平成30年3月までに請求を終えた方 約47.9万人
- ・年金加入期間の確認のお知らせ（案内）（はがき）380,374件
- ・平成29年10月の初回支払決定者 37.8万件
- ・平成29年10月から平成30年4月までの初回支払決定者 合計52.8万件

○「振替加算の総点検」について

配偶者の加給年金が終了している一方で振替加算が加算されていない夫婦の事例を総点検し平成29年9月に公表しました。  
（※詳細は、I.5に記載）

（障害年金をめぐる諸問題への対応）

- ・年金事業管理部会の指摘や現場の意見を踏まえ、平成29年9月4日に「障害年金初期対応の手引き」を改訂しました。その中では、「障害年金請求キット」をお客様にお渡しする「初回のご相談」について、定義を明確化しました。また、改訂のポイントについて、テレビ会議を利用した本部から年金事務所への指示解説や、年金給付に関する研修において、繰り返し周知しました。
- ・平成30年2月4日、血液・造血器疾患に関する障害認定医会議を開催し、障害認定基準改正の周知及び障害認定医相互間の情報共有を図りました。
- ・平成29年4月に、全国の障害年金審査業務を障害年金センターに集約するとともに、全国6か所の地域代表年金事務所（札幌西、仙台東、大管根、大手前、広島東及び博多）に障害年金センターのサテライト拠点を設置しました。
- ・障害の認定の地域差が指摘されていたことなどを踏まえ、集約当初は地域に関わらない、障害の種類（肢体の障害、内部疾患による障害、精神の障害等）別のグループ編成としました。その後、審査グループは事務処理の

・共済情報連携システムを活用し、支給漏れ事案の総点検を行い、対応策を講じました。

③年金事業管理部会の指摘等を踏まえ、障害年金の相談があった場合は、相談者に「障害年金請求キット」をお渡しするとともに、「障害年金初期対応の手引き」に基づいて対応するよう、周知・徹底しました。

- ・障害認定医会議を開催し、情報共有を図りました。
- ・全国の障害年金審査業務を障害年金センターに集約することにより、障害の認定の標準化や障害年金に関する専門的な人材の育成を図るための体制を整備しました。

め、全国6か所の地域代表年金事務所に障害年金センターのサテライトとなる拠点を設置するとともに、認定医1人当たりの業務負担を軽減し、障害の認定の質を確保するため、段階的な認定医の確保に努める。

#### ④年金不正受給対策や債権管理対策の強化

ア 年金給付業務に対するお客様の債権を確保するため、以下のような取扱いにより、年金不正受給対策を強化する。

・年金受給者の生存確認については、従前より、お客様一人ひとりから住民票コードを提出いただく負担を軽減する観点から機構において基礎年金番号に対応する住民票コードを収録し、当該住民票コードを活用して住民基本台帳ネットワークシステムに照会する取扱いをしてきた。平成28年11月以降、機構が個人番号(マイナンバー)(以下「マイナンバー」という。)の利用が開始できるようになったことに伴い、機構は基礎年金番号に対応する住民票コードの情報をJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に提供し、当該住民票コードに対応するマイナンバーの提供を受けることにより、基礎年金番号に対応するマイナンバーの収録を行った。

・平成29年1月より、窓口業務でマイ

効率化を考慮して地域別の編成とし、一方、認定グループは障害の種別に応じた認定の標準化を図るため、引き続き障害の種類別の編成にしました。

- ・集約前は全国の事務センターにおいて、それぞれ少数の職員により障害年金審査業務を行っていましたが、集約により障害年金センターにおいて、多数の職員が同一の執務室で業務を行っており、障害年金に関する知識や認識の共有化を進めているところです。引き続き、障害年金に関する審査の標準化及びそのための人材の育成に取り組みました。

- ・障害認定医については、平成29年4月において283人でしたが、平成29年度末時点では300人となりました。

- ・平成29年1月より、現況届について、住民票コード欄をマイナンバー欄に変更した上で、現況届に住民票の添付又はマイナンバーの記入を求めてきました。

また、平成29年4月より、年金請求書に記載する住民票コード欄をマイナンバー欄に変更しました。その上で、年金請求書の受付時において、年金請求書にマイナンバーが記入されないときも、住民票住所を確認する取扱いを徹底し、住民票住所によりマイナンバーを収録する取組を実施しています。

これにより、現況届によらずに住基ネットで生存を確認することを可能とし、過払いの防止を図りました。

住民票の添付がなく、かつ、マイナンバーが未記入の現況届を提出した年金受給者のうち、書類提出の勧奨を実施してもなお、住民票の添付又はマイナンバーを記入した個人番号等登録届の提出がない者について、平成29年10月から訪問調査等を実施しています。

- ・遺族年金の受給権の消滅に係る事務の取組強化として、平成30年3月より、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた氏名変更情報に基づき、受給権者原簿の氏名を変更するとともに、遺族年金受給権者に対して「遺族年金失権届」又は「遺族年金受給権者氏名変更理由届」の提出勧奨を行うこととしました。

#### ④現況届及び年金請求書への住民票添付又はマイナンバー記入によりマイナンバーの収録を進め、マイナンバーに基づいて住基ネットで生存確認を行うことで、不正受給の防止を図りました。

- ・氏名変更があった遺族年金受給権者に対して届出勧奨を行うとともに、未提出の場合は戸籍抄本等を公用請求して失権事由該当の有無を確認し、最終的に職権で失権処理を行う取扱いとし、不正受給の防止を図りました。



# 障害者の生活と願い

## 厚労省実態調査にみる

厚生労働省は4月、自宅などの在宅で暮らす障害者を対象に、日常生活の実態と意識、福祉サービスの利用状況などを聞いた「2016年生活のしづらさなどに関する調査」の結果を発表しました。約7200人分の調査票が集まった調査結果から、障害者の生活実態や要求に迫り、生活支援の課題について考えます。

(村崎直人)

### 50万円未満が過半数

調査は、厚労省が「障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料」とするために、2016年1月1日を調査日として実施。調査員が対象となる世帯を訪問し、調査員を手交し、記入後郵送で返してもらった調査票は1万2601人分で、うち回収されたのは1779人分でした。

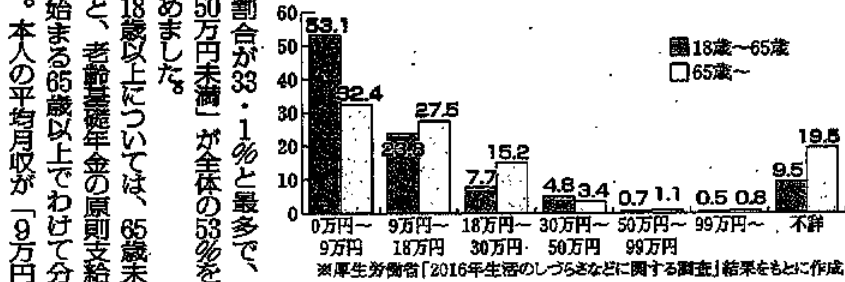
まずは、生活の経済的基盤である収入状況を見ます。

調査では、1カ月当たりの平均収入(平均月収)について、18歳未満は本人を含む家族の収入を、18歳以上は本人の収入を聞いています。

18歳未満の家族の平均月収は「30万円以上50万円未満」

## ■ 厳しい家計

平均月9万円未満が最多～月収別の障害者の割合



# 月収9万円未満 2人に1人

5/13

## 障害者の生活と願い

### 厚労省実態調査にみる

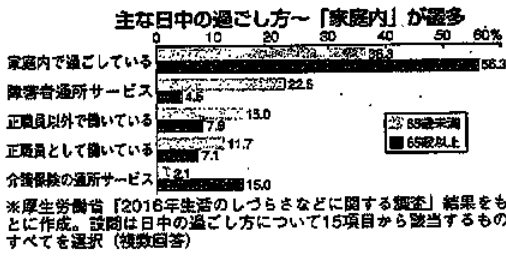
在宅で暮らす障害者約7200人から生活実態や要望などを聞いた厚生労働省の「2016年生活のしづらさなどに関する調査」結果を詳しく連載2回目は、「日中(日間)の過ごし方」についてです。

### 家庭内が最も多く

調査結果では、日中の過ごし方複数回答として「家庭内で過ごす」と答えた人が最も多かったです。65歳未満では3人に1人(33.3%)、65歳以上では2人に1人以上

## ■ 日中の過ごし方

上の53.1%が「家庭内」と答えました。(ツイン) 65歳未満で家庭内の次に多かったのは「障害者通所サービスを利用」(22.5%)でした。とくに、知的障害者の障害者通所サービスは43.3%で「家庭内」(21.7%)を大きく上回りました。



65歳以上では「障害者通所サービス」(4.5%)と「介護保険施設で大切な場所である」と答えている人が多かったです。

一般就労への期待

調査結果は、在宅の障害者にとって、多くの仲間やサポートを得て働きたい。

それは、日中、賃金

# 大切な通所サービス

5/14

る人は、65歳未満で2人に1人、65歳以上では3人に1人という状況でした。(ツラ)

生活保護を利用している人の割合は、18歳未満で3.0%、18歳以上65歳未満で8.6%、65歳以上で4.1%でした。

生活保護利用は6.4%

この調査をした16年12月の全国平均の生活保護利用者の割合(保護率)は1.68%ですから、生活保護利用者の割合は、いずれの年齢層も全国平均を上回っていました。

障害年金の受給者を対象にした別の厚労省調査(14年12月)でも、世帯の年収100万円(月平均8.3万円)未満が受給者全体の24.8%で、生活保護利用者の割合は6.4%でした。

調査結果は、多くの障害者が公的年金などの所得保障を利用してもなお、苦しい経済生活を送っているように受け取られています。

(ツラ)

65歳未満については「今までも通所日中の過ごし方をしたい」という人が2割程度いました。その人たち「日中の過ごし方の希望」(複数回答)を聞いたところ、トップは「正職員」(32.4%)で、次に「正職員以外」(28.1%)でした。「一般就労への期待の大きさ」がうかがわれました。

(ツラ)

# 障害者の生活と願い

5/5

## ● 厚労省実態調査にみる

厚生労働省の「2016年生活のしづらさに関する調査」で、障害者総合支援法による福祉サービスを「利用している」と答えた人は、65歳未満で32%、65歳以上で22.7%でした。

### 手帳種別で見ると

障害者手帳の種別で比較すると、65歳未満では、知的障害者は約半数が利用していました。が、身体や精神の障害者では利用しているのは、割増減でした(グラフ)。

## ■福祉サービスの利用

65歳以上でも、知的障害者が42.9%と最多。次いで、精神障害者(35.2%)、身体障害者(19.3%)の順でした。

福祉サービスのうち、食事や入浴などの介助を自宅で行うホームヘルパーなどの訪問福祉サービスの利用状況は「利用していない」と答えた人がもっとも多く、65歳未満で48.4%、65歳以上で32.1%でした。ただし、未回答など「不詳」とされた人が4割を占めました。

65歳未満での福祉サービスの利用状況

	利用している	利用していない
障害者平均	32.1	53.7
身体障害者	25.3	58.1
知的障害者	52.9	36.8
精神障害者	27.5	57.6

※厚生労働省「2016年生活のしづらさに関する調査」結果から作成。作成は、障害者の生活のしづらさを調査する「訪問福祉サービス」の利用状況について、利用している割合を調査した。調査対象は、障害者総合支援法による福祉サービスを利用している人。

また、訪問福祉サービスなどの程度利用していたかを聞いたところ、「利用したくない」が多で、65歳未満で33.3%、65歳以上で28.9%でした。これも「わからない」「不詳」が合わせて5割を占めました。

# 家族が生活を支える

## ● 障害者の生活と願い

5/8

### ● 厚労省実態調査にみる

障害者は「その障害の人間的なニーズを満たすのに特別の困難をもち普通のカラダ(1000000年)」「困難な生活環境(計画)」を求めている。

日常生活を送る上で障害のない人たちが抱えることのない生活のしづらさを、障害者も抱えることのない生活環境を整えること、障害者の生活のしづらさを支えること、障害者の生活のしづらさを支えること、障害者の生活のしづらさを支えること。

## ■生活のしづらさ

「毎日」が4割前後、在宅で暮らす障害者を対象とした厚生労働省の「2016年生活のしづらさに関する調査」によると、日常生活を送る上で、日常生活のしづらさを支えること、障害者の生活のしづらさを支えること、障害者の生活のしづらさを支えること。

■生活のしづらさの度合いの変化

	65歳未満	65歳以上
変化していない	③18.9%	②20.3%
大きくなっている	①29.8%	①44.7%
小さくなっている	④13.9%	④5.2%
よくなったり悪くなったりしている	②21.2%	③13.1%

※厚生労働省「2016年生活のしづらさに関する調査」結果から作成。「分からない」と「不詳」を除いている。丸囲み数字は上位4項目

「不詳」と「分からない」を除いた回答(%)

1人暮らし1割台 訪問福祉サービスのサービス利用に関する質問に「わからない」「不詳」が多いのは、利用への戸惑いや躊躇(ちゅうちゅう)の表れとみられることも多いです。

調査結果で、約8割の人は自宅に同居する人がいました。同居者(複数回答)は、多い順に、65歳未満で「親」(53.6%)、「夫婦」(28.1%)で、65歳以上では「夫婦」(54.8%)、「子」(38.9%)でした。

一方、1人で暮らしている人は65歳未満では11.4%、65歳以上でも18.2%でした。

調査結果から、多くの家庭では、障害者の日常生活を家族が懸命に支えている姿が浮き彫りになりました。

(つづ)

の人が「大きくなっていく」と答えました。

調査は、おおむね過去6カ月間に、生活のしづらさがどの程度生じたかを聞いています。

「毎日」と答えた人は65歳未満で35.9%、65歳以上で42.8%でした。いずれも、「特に変わった」(65歳未満24.5%、65歳以上18.7%)を上回りました。

### 解消へ福祉に課題

調査結果から、生活のしづらさを支えることが、障害者にとって重要な課題となることがわられます。

# 「大きく変わった」最多

(つづ)

# 障害者の生活と願い

## 厚労省実態調査にみる

5/19

厚生労働省が在学中で障害者に対する調査を行った。2016年生活のしづみやほかに関する調査。この連載は、4月に公表された調査結果から、障害者の日常生活の実態や意識について考えを寄せていただきました。

日本福祉大学教授

青木聖久さん

調査を通じて、障害者が暮らしに及ぼす影響が明らかになりました。とはいえ、人は、基本的に自身も身近な家族が経験し



### 連載を読んで(上)

ていながら、茶種像しづりし傾向があります。このように「経験」と言います。

しかしながら、経験しきえていたことがないという点も、想像力を膨らませ、障害と暮らしとの関係について考えてみたいと思います。障害は、直接的には、移動や伝達と接する場面、イベントに参加したり、チームでの感動を体験できなかったり、加えて、ほめられる機会が得られるのです。

第一回で「収入」のことがあはれられていたことが、その先のことを読者の皆さんには考えたいと思います。障害は、特別な出費です。障害特性が、満員電車に乗れず、

タンスーを使わざるを得ない等が、そればかりです。

実は、ちびに感づいた

考えていたことがないという点も、想像力を膨らませ、障害と暮らしとの関係について考えてみたいと思います。障害は、直接的には、移動や伝達と接する場面、イベントに参加したり、チームでの感動を体験できなかったり、加えて、ほめられる機会が得られるのです。

ところが、それらの機会が無ければどうでしょうか。私はかつて一人の障害者が「俺、そう言えば、障害者になってから、親から叱られることが増えたけど、ほめられることが無くなったのよ」と寂しそうに語りながら、涙を流して泣いたことができません。

# 働くことで得られるもの

## 障害者の生活と願い

### 厚労省実態調査にみる

5/20

日本福祉大学教授

青木聖久さん

前回は働くことの意義を論じてきました。実は働くとは、広い意味を持っています。一般企業での労働、障害者向けの体験を生かしたボランティア活動、福祉的就労等、多様です。その中でも「働きがい」も「働くか、働かないか」として二重採一的な発想ではなく、どのような働き方がよいのか等の考え方を考えることが大切だと言えます。

第2回以降は、ホーム

### 連載を読んで(下)

ヘルパーの活用や障害者手帳という、福祉サービスの活用実態が挙げられています。私には、一人の障害者から「障害年金を受けたい」といっては、社会の偏見も含めて受けることになりません。だから、私は受給しませんでした。ところが、一人の障害者から「障害年金を受けたい」といっては、社会の偏見も含めて受けることになりません。だから、私は受給しませんでした。ところが、一人の障害者から「障害年金を受けたい」といっては、社会の偏見も含めて受けることになりません。だから、私は受給しませんでした。

その人は、自分が社会からどう見られているのかを気にするあまり、障害年金を申請できなかったのです。一方で、支援者の側も、障害者の

思いをうまく取り取り、支援の中断を招いている事例もありません。

とはいえ、一度きりの人生です。人生における限られた時間を、少しでも有意義に、笑顔でいられるように、私たちは福祉サービスの活用をはじめ、依存し合って生きていければいいのです。

他方、障害者が生活のしづみやほちちながら、前を向いて生きていく背中を見つ、「もう一度、生き直してみよう」と力をもちあっている人も少なくありません。

いずれにせよ、今回の調査結果の裏側には、障害者一人ひとりの人生が隠れているのです。

# 調査の裏に隠れた人生

(おわり)